

研究機関公募の方法、審査基準等について（案）

（１）研究機関公募の方法

① 管理法人

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）

② 研究機関の選定

研究開発計画に基づき、研究開発課題を実施する研究機関を、NEDO が実施する公募により PD 及び内閣府が選定する。選定に当たっての審査基準や審査員等の審査の進め方は、NEDO が PD 及び内閣府等と相談したうえで決定する。

③ 審査方法

審査は、原則として PD 及び内閣府の担当官、外部有識者が参加する採択審査委員会（仮称）を NEDO が設置して行う。応募課題に参加する研究者の利害関係者は当該課題の審査には参加しない。

④ 研究機関の決定と研究体制の最適化

採択審査委員会の審査結果を踏まえ、PD 及び内閣府は、研究開発計画を推進するための最適な研究体制について協議する。その了承をもって、NEDO は採択課題を決定する。PD 及び内閣府は、採択結果を基に、推進委員会と相談の上、研究開発計画を改定する。

（２）審査基準

採択審査委員会では、次の基準により審査する。

i. 事業者評価

事業者としての技術、財務、事務管理、その他事業遂行に必要な能力があるかを審査する。また、共同提案の場合は、各者の提案が相互補完的であるかも含めて審査する。

ii. 実用化、事業化評価

当該事業の新規性、市場創出効果、社会的目標への有効性、実用化、事業化計画の妥当性等を審査する。

iii. 技術評価

提案された研究開発の内容について、研究開発計画で定める目標との整合性、研究開発の優位性、新規性、事業計画の妥当性（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、産業界への波及効果等を技術的な観点から審査する。